

投資家の皆様へ

2020年1月22日

maneoマーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者 Crowd Lease に対する債権者破産申立てに関するご案内

この度、投資家の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

maneo マーケット株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2020年1月9日付でお知らせ（以下、「当該お知らせ」といいます。）のとおり、株式会社 Crowd Lease（以下、「CL社」といいます。）に対して破産申立、保全管理命令申立および包括的禁止命令申立（以下、「当社申立て」といいます。）を行いました。

当社申立てに関連いたしまして、当社から投資家の皆様に対して、当社申立てと並行して下記にご説明します債権者破産の申立てを行うことについてご案内いたします。

記

1. 投資家申立ての概要と申立てに至る経緯

当社は、CL社と業務提携契約（以下、「本件業務提携契約」といいます。）を締結しましたが、去る2019年12月13日付で本件業務委託契約に基づく業務を終了（以下、「業務終了」といいます。）いたしました。

本件業務提携契約上、業務終了に伴いCL社が投資家の皆様に対して出資元本全額を返還する義務を負うものと当社は認識しております。投資家の皆様との関係で当該義務を確定させるためには投資家の皆様にて「受益の意思表示」をしていただく必要があります。現在、この「受益の意思表示」を結集させ、投資家の皆様に申立人となっただけ、CL社を債務者とする債権者破産の申立て（以下、「投資家申立て」といいます。）を行っていただくことを計画しております。

実際の手続については投資家の皆様から弁護士にご依頼いただくことを想定しておりますが、高井総合法律事務所の高井章光弁護士（以下、「高井弁護士」といいます。）にご依頼いただくことを計画しております。

2. 「投資家申立て」へのご参加のお願いとご注意事項

CL社について破産手続を開始するかどうかは裁判所が判断することとなりますが、裁判所は、当社の主張のみならず、CL社から財務状態の報告や意見聴取をすることを目的とした審尋を行ったうえで、上記判断を行うことが想定されます。この審尋を踏ま

えた裁判所の判断として、破産手続開始決定が得られない可能性があることは否定できません。

CL社の破産手続が開始された場合には、裁判所が選任する破産管財人の主導により、公明正大な手続きで債務者の資産の回収活動が進行されることとなります。これにより回収した資金を、投資家の皆様を含む全ての債権者に対して債権額に応じて平等に配当することとなりますので、投資家の皆様への分配額が分配時の残元本を大幅に下回ることも想定されます。

以上につきましては、当社申立のみで手続が進んだ場合であっても、投資家申立てを実施いただいた場合でも同様に当てはまります。

当社といたしましては、「当該お知らせ」でもご説明申し上げたとおり、当社が求める資料開示等について十分な回答が得られない状況では、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか債権の悪化を招き、投資家の皆様の元本毀損へとつながると判断し、当社申立てという行動に至った次第ですが、当社の判断及び行動にご賛同いただける投資家の皆様におかれましては、投資家申立てによりご支援いただきたいと考え、今回のご案内をお送りさせていただくに至りました。

投資家申立ての詳細につきましては、高井弁護士が発行する別紙「株式会社 Crowd Lease に対する投資元本の返還請求訴訟及び破産申立への参加について」の記載内容をご確認ください。よろしくお願いいたします。

なお、投資家申立てについての弁護士費用、裁判所に納付する費用につきましては、当社が負担いたします。ただし、高井弁護士宛の委任状のご郵送費用、提出書類の取得費用につきましては、ご賛同いただいた投資家の皆様ご自身にてご負担ください。

当社といたしましては、今後も早期解決に向け、当社において実行し得る方策を尽くして参りますので、何卒ご理解の程お願いいたします。

以上